第2回臨時会が、4月24日に開かれました。 市長から議案5件の提出があり、採決の結果、それぞれ原案のとおり 同意・承認・可決されました。

_				S	新			新								公		Ė
会派				a m	し						Ī	Ь				明		日本共産党
等				m	(,											-7.1		八産
₹				u	風						ž		党		党			
	石	萩	小	玉	小	渡	池	今	櫻	小	北	渡	杉	鈴	深	市	長	並
議員名	JII	原	Ш	置	山	邉	田	Ш	田	Ш	田	邊	Щ	木	沢	Ш	谷如	木
貝夕	和	善	_	美津恵	和	健	久	和	基	善				健大		陽	部竜	幹
10	久	和	馬	恵	典	_	和	弘	介	郎	守	聰	清	太郎	誠	子	作	男

		^ \	71 H	איש	-C	-	11 H	JA	71	יוע	,1 ,	1/61	H	אום כו	J	15	73
議案 同意	山武市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて 人事異動に伴い、新たな固定資産評価員の選任につき、議会の同意を求めるもの 成川 文康 氏 (市民部課税課長)	0	0	0	0		0	0	0	0	(0	0	0	0
議案承認第2号	専決処分の承認を求めることについて(山武市税条例の一部を改正する条例の制定について) 地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、令和6年能登半島地震災害にかかる雑損控除額等の特例の追加など、本市税条例の一部改正を専決処分したため、議会の承認を求めるもの	0	0	0	00	0	0	0	0	0		0) ()	0	0	0
議案 承認第3号	専決処分の承認を求めることについて(山武市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について)租税特別措置法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、過疎地域における事業用設備を取得等した場合の課税免除適用期限の延長について本課税免除条例の一部改正を専決処分したため、議会の承認を求めるもの	0	0	0	00	0	0	0	0	0	_ (0 (0	0	0
議案 承認第4号	専決処分の承認を求めることについて(山武市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について) 地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、後期高齢者支援金等の課税限度額引上げや減額措置にかかる軽減判定所得の基準額見直しなど、本国保税条例の一部改正を専決処分したため、議会の承認を求めるもの	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	(0 (0	0	0
議案 可決	令和6年度山武市一般会計補正予算(第1号) 既定の歳入歳出予算額に6619万円を追加し、歳入歳出予算総額を258億 8619万円にするもの	0	0	0	0		0	0	0	0	_ (0		0	0	0	0

【○】賛成・【×】反対・【-】北田守議長は採決に加わりません

S 新

令和6年第3回臨時会

第3回臨時会が、7月10日に開かれました。 市長からは議案2件、議員からは発議案1件の提出がありました。 採決の結果、それぞれ原案のとおり可決されました。

山武市長等の給料の特例に関する条例の制定について

	派等		a m v u 風									五	女			华共産党			
	議員名	石川	萩原	小川	玉置羊	小 山	渡邉	池田	今 川	櫻田	小川	北 田	渡邊	杉山	鈴木牌	深沢	市川	長谷如	並木
	名	和久	善和	一馬	置美津恵	和典	健 一	久和	和弘	基介	善郎	守	聰	清	木健太郎	誠	陽 子	部竜作	幹男
の 約 5 1 7 7 7 7 7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	0	0	0	0	0	0	0

議 案 第1号	可決	失事案の発生に対し、職員を懲戒処分とした状況を踏まえ、本年8月から12 月までの間に支給する市長の給料月額を30%、本年8月から10月までの間に支給する副市長の給料月額を20%、本年8月に支給する教育長の給料月額を10%減額するため、条例を制定するもの	0	0	0			0	0	0) –	-0	0	0	0	0)
議案第2号	可決	財産の取得について 老朽化した小型動力ポンプ付積載車(水槽付)1台を更新するにあたり、地 方自治法等の規定により、議会の議決を求めるもの	0	0	0)(0	0	0	0	0-	-0	0	0	0	0)
発議案 第1号	可決	議会活性化特別委員会の設置について ※下記参照	0	0	0		0	0	0	0	o –	-0	0	0	0	0)

【○】賛成・【×】反対・【-】北田守議長は採決に加わりません

提出され、

全員賛成により

議

運営委員会から発議案第1号が

第3

口

臨

時会にお

いて、

議会

会活性化特別委員会」の設置

が



副委員 委 員 員 長 長

今 小 渡 石 並 深 櫻 川山邊川木沢田 和 和 和幹 基 弘 典 聰 久 男 誠 介

方等につい るため、 どの議会力・ 上や政策提言機 いきます。 任を果たすべく、 これ て調査検討を行 からの議会のあり 議 員力の向上を 能

図

監視機能な

として、 決定しました。 一元代表制の 市民から負託された責 政治倫理の 翼を担う存在 向

員会の設

日本